

安全・衛生 ———— じゃーなる Journal

72
2011.6

〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目 緑くろうビル4F TEL011-272-8855 FAX011-272-8880 ■発行責任者：松浦 俊一



社団法人第15回通常総会とNPO法人第1回総会を開催しました

社団法人を解散し、NPO法人で新たな出発

記念講演は「アスベスト問題の経過と現状」

(社)北海道勤労者安全衛生センターの第15回総会が、5月25日に札幌市内ホテルで開催されました。この総会には、会員44名(出席27名、委任17名)をはじめ、連合北海道地協役員と、当センター理事・監事など約60名が参加しました。

総会にあたり工藤和男理事長は「社団・財団制度の見直しを契機にNPO法人をめざし、3月に認証を得ることができた。今後はNPOとして、97年に結成した所期の目的と変わることなく、北海道の安全衛生の向上に寄与していく。当面は、増加傾向にある死亡事故の根絶に向けて、リスクアセスメントを通じ安全・安心な職場をつくっていききたい。」とあいさつしました。また、来賓として全国労働安全衛生センター連絡会議の古谷杉郎事務局長が「全国の安全センターも法人改革で議論している最中であり、北海道がNPOとして確立されたことは、喜ばしい。今年11月に全国総会を札幌で開催することとした。それと、今回の東北震災でいち早く労働災害としての摘要が決定されたことは幸いだが、これから公務災害等を含めPTSDなどの精神障害への対応や、瓦礫のアスベスト問題など、様々な問題が出てくるだろう。職場の日頃の備えが重要であることが実感される。全国の仲間とともに活動していこう。」との連帯あいさつをいただきました。

その後、2010年度活動報告と同決算・会計監査報告が提案され、質疑無く承認されました。次に、NPOへの組織移行に伴う「社団法人」の解散手続きについて、まず昨年度の総会によりNPO法人をめざす方針から、NPO設立総会、道庁申請などの作業を経て、本年3月1日にNPOが認証された結果として、その組織移行に伴い、いままでの社団法人を解散する



との決議を行い質疑なく承認されました。

次に、NPO法人北海道勤労者安全衛生センター第1回総会に移行し、2011年度活動のすすめ方では「社団法人の活動をベースに継承しつつ、時代に合わせた活動を強化するため、新たに、「職場のストレス全数調査の事業化テスト」、「メンタルヘルス指導者研修(道補助事業)」、「はたらく人のメンタル相談の強化(道補助事業)」などを決めました。その他には、従来通り、中小企業におけるマネジメントシステム(OSHMS)の普及や、地域・産別の各種セミナーの充実、全道セイフティーネットワーク集会や安全衛生担当者会議の開催など、重点的に取り組む課題を決定しました。

また、2011年度予算と会費についても提案され、質疑なく承認されました。理事会の役員体制については、工藤理事長をはじめ、社団と同様の体制で活動強化することが確認されました。

総会終了後の記念講演として、全国安全センター連絡会議古谷事務局長が「アスベスト問題の経過と現状」と題して講演しました。(講演内容は別記)
(各議案については当センターHPをごらん下さい)

「アスベスト問題の経過と現状」

全国労働安全衛生センター連絡会議 古谷杉郎 事務局長



東北大震災の瓦礫処理の現場でマスクは必要

民主党のアスベスト対策委員とともに、5月の連休に東北震災の大船渡や釜石に行ってきた。地域によって差はあるが復旧が本格化しつつある。

そこで見たのは自衛隊員が住民とともに瓦礫処理にあたっているとき、マスクをした人としていない人がいたこと。自衛隊は650万枚の使い捨てマスクを確保したといていたのに、徹底していなかった。厚生労働省は9万枚のマスクを確保したといているが、これではとても足りない。今後は瓦礫処理の粉じんなどが健康上の問題になるだろうと思う。

現場では建物の吹きつけ材などに、アスベストが入っている可能性がある物がたくさん見られた。サンプルをもってきて分析したが、茶石綿が一つだけ入っていた。瓦礫処理ではアスベストに注意する必要があると思うが、いちいち分析してから瓦礫処理することにならないので、これは悩ましい問題だ。工場や駅の屋根などに波形スレートなどがあれば確実に入っている。機械と一緒に処理すれば危険性は高くなるけど、現場としてはどうしようもない。

アスベスト対策の基本は近寄らないこと

アスベストから身を守る方法は近寄らないことだが、現地では子どもたちも瓦礫のそばを通らざるを得ないだろう。しかし、外出のたびにマスクをつけることは有効である。ただマスクは、横から空気が入らないのがいい。本格的には



フィルターのある防護マスクとなるが、普通のマスクでも、きちんと横からの流入をチェックすれば有効である。

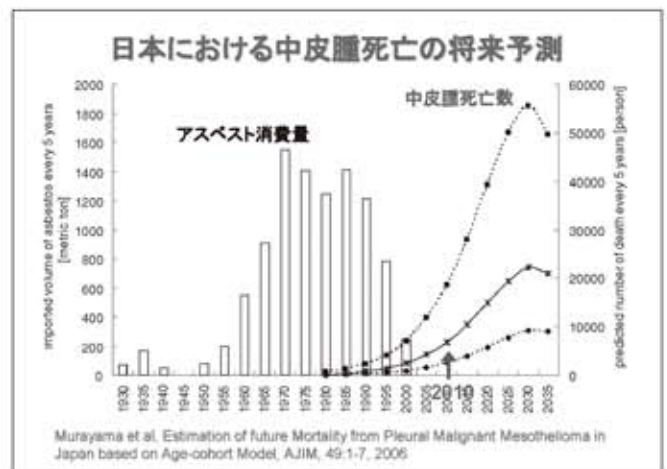
いまアスベストを吸い込んでも被害が現実になるのはしばらく時間がかかる。阪神大震災でも、その前後にアスベスト曝露の経過がないのに、いま労災で係争中なのは2件ある。あれから11年後に被害が出てきていることが明らか。被害が出ないように注意をすることが一番だ。

今回の視察現地では、交通誘導員がマスクをしておらず、警備員協会に粉じん対策の徹底を申し入れた。協会は「取り組んでいなかったが周知はしたい」との返事であった。アスベスト問題は「クボタショック」で終始しがちだが、世の中にはたくさんあることを認識すべきだ。

被害のピークはこれから

アスベストは鉱物であり、北海道でも富良野で採掘していたことがある。いまでも残滓が山部の周辺にあるはずだ。アスベストは熱に強く電気抵抗が高い物質で、折りや曲げに強く、3千種類くらいの製品に使われていた。昔のPタイルなどにも入っていた。人口一人当たりのアスベスト使用量では、ヨーロッパや米国では1930年代にピークを迎え、60年代には使用量が下降してきた。しかし日本では、80年代にピークを迎えている。日本は10年から15年遅れているのが実態。

したがってアスベスト曝露が主要な原因である「中皮



腫」の死亡統計では、イギリスを例にとると2020年前後に年間死亡数3千くらいでピークが予想されている一方、日本は2030年代以降にピークがあり、年間5千人程度であると想定されている。この被害はすでに曝露した人のアスベストを取り除くというような技術が確立されない限り、おそらく止められないだろうと思われる。問題はこれで止められるかどうかにある。過去日本には1千万トンのアスベストが輸入されており、このアスベストは自然に分解しないので、燃やすこともできず、腐ることもなく、生活の場のどこかに存在しているのは確かだ。

あらゆる生活・仕事の場面でアスベスト被害が出ている

被害の特徴はあらゆる人に及ぶこと。直接職業曝露はもちろん、間接職業曝露（職場環境や隣接作業）、作業着の洗濯などによる家庭内曝露、製造工場近隣の曝露、環境曝露などがある。曝露の程度による罹患の率に差はない。中皮腫の労災認定では原則1年以上の曝露歴があることとなっているが、欧米の基準では数週間である。日本でも数週間のアルバイト歴で中皮腫に罹患した例があった。一時期だが、ベビーパウダーにアスベストが入ったことで問題になったこともある。ベビーパウダーの原



料はタルク（滑石）で、わざわざ使ったわけではなく、原料段階の鉱物に石綿が混入していた。ゴム工場でアスベスト被害が出た例もある。これもゴム製造過程で使ったのではなく、製品の癒着を防止するタルクの粉から曝露したらしい。タルクを使った被曝では、パン屋や鉄工場などでもある。

労災認定で最近出てきたのは、吹きつけたアスベストが職場のどこかにある結果の曝露によるものがある。そのアスベストを他の作業の必要によりたまたま剥がす作業があったときに曝露したものもある。かつて中皮腫は年に数件であったものが、いまはおびただしい患者数になって

メンタルヘルスと労災補償学習会

ハラスメントや長時間労働。精神障害の患者が100万人を超えて、メンタルヘルス問題は社会的にも最大の課題になったにもかかわらず、「個人の資質」でかたづけられ、適切な治療を受けずに悪化する例が拡大しています。一方で、損害賠償や慰謝料では膨大な金額の判決が相次ぎ、対処を誤ると企業経営を損ねることにもつながりかねません。

労災保険制度は、医療費給付・休業補償・障害補償がそろった強力な保険制度であり、精神障害の業務上認定を拡大して、保険給付のもとで安心して治療を受け、職場復帰に向けた準備を行うことが、労働者と企業の双方にメリット。しかし、労災認定には、基準や指針といった行政の裁量が大きく、申請者にもある程度のテクニックを身につけることが早道。

この連鎖学習会で、労災保険の知識とテクニックを身につけ、そこから一次予防（発生防止）を実現しよう。

主催 石狩地協・札幌圏
2011春季生活闘争闘争委員会

共催 NPO 北海道勤労者安全衛生センター・
北海道労福協

※いずれも18:00～19:30 ほくろウビル5F連合北海道会議室

第1回 6月30日(木)

労災補償制度の基礎と手続き

NPO北海道勤労者安全衛生センター 松浦 俊一 事務局長
(北海道労災保険審議会 参与)

第2回 7月29日(金)

精神障害の労災認定 勤どころ(演習)

NPO北海道勤労者安全衛生センター 松浦 俊一 事務局長
(北海道労災保険審議会 参与)

第3回 8月30日(火)

「職場いじめ防止法(仮称)」について(予定)

第4回 9月30日(金)

大人の発達障害(予定)

日本産業カウンセラー協会北海道支部

おり、しかも中皮腫は治療がなく、診断後の余命も数ヶ月という恐ろしい速度で死に至っている。医者もタバコのことは聞かすアスベスト歴を聞く例はないようだ。中皮腫では必ず曝露がどこかである。

クボタショック(2005年)から救済法に

「クボタショック」とは、尼崎のクボタの工場で昔に石綿水道管が作られていて、たまたまその直接職場曝露の労災補償報道を見た住民が騒ぎ出したのが発端であるが、住民の被害が表面化したのは初めてである。その結果「石綿健康被害救済法」ができたが、これは環境被曝した住民・自営業者の救済として、300万円支給するもので、死亡後にアスベスト被害が明らかになった場合は、遺族に支給される。しかし、本人が同額を既に受け取ってから死亡した場合は30万円となる。その他、労災認定の時効(死亡後5年)も救済されている。

救済対象の疾病でも住民と労災では差がある。石綿肺は昨年からの救済の対象となった。

疾病ごとの救済率では中皮腫が6割くらいなのに比べ、石綿肺ガンは数が倍くらいあると思われているのに1割程度である。原因は肺ガンの原因がタバコに注意が行っていることに寄るだろう。地域的にも差がある。北海道は暖房関連に多く使われたことが予想されるけれど、

全国平均より少し高いところにある。

救済法で救われている中にも本来なら労災での救済であるべき人が半分くらいはいるだろう。労災補償と救済法による救済額に大きな開きがあり、近づけることが必要だ。全国で行われている損害賠償訴訟はそれを見据えた運動であり、共同歩調が必要だ。救済の改善について、環境省がなかなか作業を進めていないけれど、民主党のアスベストPTで古い患者の救済をすすめようと準備している。

今後の運動に あらゆる職場で意識向上

アスベスト患者が出た職場は厚生労働省のホームページで公表されている。また、曝露歴の鑑定に資するためにアスベストが使用された家庭製品や、建物の防露・断熱吹きつけなどの事例を同じく公表している。

しかし、問題は、「どれほどのアスベストが、どこに、どれくらいあるか」を調べる法律はないこと。したがって、今の規制はアスベストのある建物を解体するときに初めて発動される仕組みでしかない。したがって濃度の基準も製造現場にしかなく、解体現場にも濃度基準はない。

アスベストに関係のない職場はない。この問題に対応できればあらゆる環境問題に対応できるだろう。それぞれの職場で問題意識を高めて対応願いたい。

メンタルヘルス ひとくち講座

ココロとカラダはつながっている

日常生活でイラつきや不安・不快は突然やってきます。とはいえ、職場などで感情を収める方が先というときには、「呼吸を整える」対処法を行うのが有効です。ストレスを感じたときの呼吸は浅く小刻みであるか、無意識に止めています。まずは深呼吸しましょう。

深呼吸は「まず息を吐き切ることから始める」ことです。これ以上無理というところまで息を吐き切った後で、存分に息を吸います。できれば鼻から。そして8秒で口からゆっくり吐息を吐き、また鼻から4秒でゆっくり息を吸う

ことを5回繰り返すと、およそ1分で呼吸が整います。

(中災防「安全と健康」 3月号から)

